

栃木県観光ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別紙に記載する栃木県観光ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの権限)

第2条 ロゴマーク使用に関する一切の権限は、栃木県（以下「県」という。）に属する。

(使用承認の申請等)

第3条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめ栃木県産業労働観光部観光交流課長（以下、「課長」という。）の承認を受けなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 県及び県が事務局を担う協議会等が主体となって使用する場合
- (2) 報道機関が報道目的で使用する場合
- (3) 国及び地方公共団体が使用する場合
- (4) 「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会会員が使用する場合
- (5) 鉄道会社、旅行会社、雑誌社等が栃木県への観光誘客を目的としたキャンペーン、旅行商品、記事等に使用する場合
- (6) 個人が使用する場合（営利を目的とする場合を除く。）

2 ロゴマークを使用する者のうち、前項第3号から第5号までのいずれかに該当する場合は、使用届出書（様式第1号）に次の書類を添えて、使用開始までに課長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びロゴマークを使用する事業の概要がわかる資料
- (2) ロゴマークの使用状況がわかる資料
- (3) その他課長が必要と認める資料

3 第1項の規定により承認を受けようとする者は、使用承認申請書（様式第2号）に前項各号の書類を添えて、使用開始を希望する日の2週間前までに課長に提出しなければならない。

(使用承認等)

第4条 課長は、前条第3項の使用承認申請書を受理した場合は、当該申請に係るロゴマークの使用承認の可否について審査し、その結果を遅滞なく申請者に使用承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

なお、次のいずれかに該当し、又はそのおそれのある場合その他承認することが不適当と課長が認めた場合は、ロゴマーク使用の趣旨に反するものとして承認しないものとする。

- (1) 県内への観光誘客及び県の観光PR以外の目的で使用される場合
- (2) 県の信用又は品位を害する場合
- (3) 特定の政治、思想又は宗教活動に使用される場合
- (4) 適正な使用方法に従って使用しない場合
- (5) 法令又は公序良俗に反する場合

(使用承認の条件)

第5条 課長は、使用承認のために必要があると認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、条件を付することができる。

(ロゴマークの使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当し、又はそのおそれのある使用はしないこと。
- (2) 「栃木県観光プロモーション ロゴマーク利用マニュアル」に定められた色、形式などを正しく使用すること。ただし、課長が認めたときはこの限りではない。
- (3) 承認された用途及び届出した用途にのみ使用し、第5条により課長が指示する使用条件等がある場合には、その指示に従うこと。

(承認内容の変更)

第8条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、ロゴマーク使用承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめロゴマーク使用承認内容変更申請書（様式第5号）を課長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認の取消し等)

第9条 課長は、ロゴマークの使用がこの要領及び承認内容に違反していると認められる場合、当該使用承認を取り消すとともに、ロゴマークの使用承認を受けた者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- 2 前項の使用承認の取消しは、ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しのあつた日以降、当該承認に係るロゴマークを使用してはならない。
- 4 課長は、ロゴマークを使用する者に対し、その使用が第7条に違反していると認められる場合その他必要があると認める場合には、ロゴマークの使用方法その他について、

変更、使用中止等を指示することができる。

(使用状況の調査等)

第10条 課長は、必要があると認める場合は、ロゴマークを使用する者にロゴマークの使用状況等について、報告させ、又は調査することができる。

(経費等の負担)

第11条 県は、この要領による使用承認の申請及び届出に要した費用並びに使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

2 県は、第9条第1項に基づきロゴマークの使用承認を取り消された者並びに同条第4項に基づき使用方法の変更及び使用の中止等の指示を受けた者に生じる経費（回収費用、成果品の変更費用等）を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 県は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

(補足)

第13条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は別に定める。

(附則)

この要領は、平成25年12月6日から施行する。

(附則)

この要領は、平成28年6月15日から施行する。

(附則)

この要領は、平成29年3月15日から施行する。

(附則)

この要領は、令和元年9月10日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和3年3月31日から施行する。